

保国発0630第3号
保高発0630第3号
令和5年6月30日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）並びに一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いについて

国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、市町村及び国民健康保険組合（以下「保険者」という。）並びに後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第77条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第111条の規定により、条例又は規約の定めるところにより、災害等により生活が著しく困難となった者等、保険料（税）を納めることができない特別の理由がある者に対し、保険料（税）の減免又はその徴収猶予を行うことが可能であり、その取扱いについては、「国民健康保険条例参考例の送付について」（令和5年2月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡。以下「国民健康保険条例参考例」という。別紙1）及び「国民健康保険組合規約例について」（昭和34年2月20日付け厚生労働省保険局長通知。以下「国民健康保険組合規約例」という。別紙2）並びに「後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療に関する条例（参考例）の送付について」（令和5年1月18日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「後期高齢者医療に関する条例（参考例）」という。別紙3）等でお示ししてきたところである。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、保険者及び広域連合は、

国保法第 44 条及び高確法第 69 条の規定により、特別の理由がある者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免又は徴収猶予を行うことが可能であり、その取扱いについては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号厚生労働省保険局長通知。以下「局長通知」という。別紙 4）及び「一部負担金の減額、免除及び徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 24 日付け保総発第 0324005 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「高齢者医療課長通知」という。別紙 5）でお示ししてきたところである。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）において別添のとおり決定されたことを踏まえ、下記のとおり犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。以下同じ。）の被害を受けた被保険者等に係る保険料（税）並びに一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いについて周知するので、本取扱いについて御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知いただくとともに、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくようお願いする。

記

1 保険料（税）の減免及び徴収猶予の取扱いについて

（1）国民健康保険

世帯主又は組合員が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、保険料（税）を納めることができない特別の理由があるものとして、国民健康保険条例参考例第 26 条第 1 項第 4 号又は第 27 条第 1 項第 1 号並びに国民健康保険組合規約例第 24 条第 1 項第 4 号又は第 25 条第 1 項第 1 号に該当すると解釈することが可能である。また、保険者においては、条例又は規約に基づき、当該世帯主又は組合員の状況を踏まえ、保険料（税）の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用についてご配慮いただきたい。

（2）後期高齢者医療制度

被保険者又はその属する世帯の世帯主が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、保険料を納めることができない特別の理由があるものとして、後期高齢者医療に関する条例（参考例）第 22 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当すると解釈することが可能である。また、広域連合においては、条例に基づき、当該被保険者又はその属する世帯の世帯主の状況を踏まえ、保険料の減

免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用についてご配慮いただきたい。

2 一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いについて

(1) 国民健康保険

世帯主又は組合員が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、局長通知の第一の一の4又は第一の二(一)に該当すると解釈することが可能である。また、保険者においては、当該世帯主又は組合員の状況を踏まえ、一部負担金の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用についてご配慮いただきたい。

(2) 後期高齢者医療制度

被保険者の属する世帯の世帯主が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、高齢者医療課長通知の第一の1のアからエまでのいずれかに該当すると解釈することが可能である。また、広域連合においては、当該世帯主の状況を踏まえ、一部負担金の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であり、当該制度の活用についてご配慮いただきたい。

国民健康保険条例参考例（抄）

（徴収猶予）

第二十六条 市（区、町、村）長（管理者）は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月（何箇月）以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 （略）

（保険料の減免）

第二十七条 市（区、町、村）長（管理者）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- 二 （略）

2・3 （略）

国民健康保険組合規約例（抄）

（保険料の納付期限の延長）

第二十四条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、○箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（保険料の減免）

第二十五条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- （二 ○○）

何県（都、道、府）後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（参考例）（抄）

（徴収猶予）

第二十二條 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第百八条第二項及び第三項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- 一 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2・3 （略）

（保険料の減免）

第二十三條 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2・3 （略）

【改正後通知】

保 発 第 2 1 号

昭和34年3月30日

一部改正	平成22年	9月13日	保発0913第2号
一部改正	平成23年	3月28日	保発0328第8号
一部改正	平成27年	12月22日	保発1222第1号
一部改正	平成28年	3月31日	保発0331第23号
一部改正	平成31年	2月1日	保発0201第6号

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて

国民健康保険法（以下「法」という。）第44条第1項及び第3項の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免並びに法第42条第2項の規定による一部負担金の取扱いに関しては、左記によることとしたから保険者において被保険者に対する周知徹底をはかるとともに、保険医療機関等との連絡を保ち、その適正な実施を期すよう特段の配慮をわずらわしたい。

なお、この取扱いは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

記

第一 一部負担金の徴収猶予及び減免

一 一部負担金の徴収猶予

保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は組合員（以下「世帯主又は組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となつた場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、6箇月以内の期間を限つて、一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において当該世帯主又は組合員が保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

- 1 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

- 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- 3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- 4 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

二 一部負担金の減免

(一) 保険者は、世帯主又は組合員が一の各号のいずれかに該当したことに
よりその生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めると
きは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支
払若しくは納付を免除することができること。なお、収入の減少の認定
に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものと
すること。

- ① 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- ② 世帯主及び当該世帯に属する被保険者又は組合員及び当該組合員の
世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合
計額が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用がある
ものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助に
ついて同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の
例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に1000分の1
155（ただし、平成30年1月1日から同年9月30日までの間に
ついては10分の11、平成30年10月1日から平成31年9月3
0日までの間については885分の990、平成31年10月1日か
ら平成32年9月30日までの間については870分の990とす
る。）を乗じて得た額（以下「基準額」という。）以下であり、か
つ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3箇月分に相当す
る額以下である世帯

(二) 一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位
の更新制で3箇月までを標準とすること。ただし、3箇月までに期間を
制限するものではない。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合につ
いては、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相
談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部
局との連携を図ること。

三 前記一及び二の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保
険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

四 申請

一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ
保険者に対し、様式第一による申請書を提出しなければならないこと。
ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由
がある者は、当該申請書を提出することができるに至つた後、ただちにこ
れを提出しなければならないこと。

五 証明書の交付又は通知

- (一) 保険者は、法第44条第1項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、すみやかに、様式第二による証明書を申請者に交付すること。
- (二) 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、(一)の証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

六 徴収猶予及び減免の取消

- (一) 保険者は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - 1 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - 2 一部負担金の納入を免かれようとする行為があつたと認められるとき。
- (二) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該保険者に返還させるものとする。

第二 保険医療機関等の一部負担金の取扱

一 徴収猶予証明書の事後提出の場合

保険医療機関等が、緊急やむを得ない場合で、第一診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療養を取り扱うときは、その者が事後に徴収猶予証明書を提出することを署名確認せしめた上一部負担金を支払わせないものとし、被保険者が徴収猶予証明書を、第二診療日までに提出しないときは、保険医療機関等から保険者に連絡し、その者に対して徴収猶予の申請がなされ、かつ、証明書を発行されるかどうかを確め、徴収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせるものとする。

二 善良な管理者と同一の注意

保険医療機関等が法第42条第2項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該保険医療機関等の開設者は、善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならない。この場合における善良な管理者と同一の注

意とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務がつくされたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事情に基づき具体的ケースに即して行われるものであるが、次の各号に掲げるような場合は、当該注意義務をつくしたものと認められないものであること。

- 1 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。
- 2 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。
- 3 再診の場合に、催促しないこと。

なお、被保険者が入院療養を受けている場合にあっては、保険医療機関等において、少なくとも、次の各号に掲げる対応が行われていることが必要と考えられる。

- 1 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名（家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1箇月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。
- 2 療養終了後3箇月以内及び6箇月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。
- 3 療養終了後から6箇月経過後に、少なくとも1回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。（保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の手続きでおおむね30分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。）

三 保険者の処分

- (一) 法第42条第2項の規定による処分の請求は、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね3箇月を経過後、保険者に対し、電話又は文書による催促の協力を要請した上で、おおむね6箇月を経過した後、行うものとする。
- (二) 保険者は、保険医療機関等から（一）により処分の請求を受けたときは、保険医療機関等の請求を審査し、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていること及び当該被保険者について次の各号のいずれかに該当することを確認した場合に、処分を行うものとする。
 - 1 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの。
 - 2 被保険者の属する世帯が保険料（税）の滞納処分を実施する状態にあるもの。
- (三) 処分の実施に当たっては、地方自治法第231条の3第1項又は法第79条第1項に基づく督促を実施し、法第79条の2及び地方自治法第

231 条の3 第3 項又は法第80 条第1 項の規定に基づき当該請求に係る処分を行つたうえ、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

- (四) なお、一部負担金の支払は、法第42 条第1 項の規定に基づく保険医療機関等と被保険者との間の債権債務関係であり、同条第2 項の規定により保険者が処分を行う場合であつても、当該一部負担金が保険医療機関等の債権であることには変わらないものであること。

様式第一

様式第一

一部負担金 減額
免除 申請書
徴収猶予

被保険者証 記号番号		療養の給付 を受ける者 の氏名		生年月日	年 月 日
個人番号				世帯主(組 合員)との 続柄	
傷病名			発病又は負傷年月日		
減額免除徴収猶予	割合 期間	割 ヶ月	事由		

市町村長
国民健康保険組合理事長 殿

上記のとおり申請します。
年 月 日
申請者 世帯主(組合員)でない場合はその者の属する世帯の世帯主(組合員)
住所
氏名 印
個人番号

様式第二

様式第二

減 額
一部負担金 免 除 証明書
徴収猶予

被 保 険 者 証 記 号 番 号		療 養 の 給 付 を 受 ける者の氏名		生 年 月 日	
住 所		世 帯 主 （ 組 合 員）氏名		世帯主（組合員） との続柄	
傷 病 名		発 病 又 は 負 傷 年月日			
減 額 免 除 徴 収 猶 予	割合 割 期間 箇月				

右証明する。

昭和 年 月 日

市 町 村 長
(印)
国民健康保険組合理事

保総発第 0 3 2 4 0 0 5 号

平成 2 0 年 3 月 2 4 日

一部改正	平成 2 2 年 1 1 月 9 日保高発 1 1 0 9 第 1 号
一部改正	平成 2 3 年 3 月 2 8 日保高発 0 3 2 8 第 1 号
一部改正	平成 2 8 年 3 月 3 1 日保高発 0 3 3 1 第 3 号
一部改正	平成 3 1 年 1 月 3 1 日保高発 0 1 3 1 第 2 号

各都道府県後期高齢者医療主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

一部負担金の減額、免除及び徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」という。）による一部負担金の減額、その支払いの免除又はその徴収猶予（以下「減免等」という。）は、法第 6 9 条第 1 項各号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 2 9 号。以下「規則」という。）第 3 3 条に規定するところにより行うこととされ、また、一部負担金の徴収に関する処分は、法第 6 7 条第 2 項の規定に基づき行うこととされたところであるが、その具体的取扱いとは下記によることとしたので、貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱い

1 一部負担金の減免等ができる場合

一部負担金の減免等ができる場合は、規則第 3 3 条第 1 項に規定するところであるが、同項に規定する震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと等の事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合とは、被保険者の属する世帯の世帯主が概ね過去 1 年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免され、又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が当該世帯主等について生活保護法（昭和 2 5

年法律第144号)の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額に1000分の1155(ただし、平成30年1月1日から同年9月30日までの間については10分の11、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については870分の990とする。)を乗じて得た額(以下「基準額」という。)以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下となった場合を含むものであること。なお、世帯主が地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免されている者である場合又はその属する世帯の世帯主等の収入の額の合計額が基準額以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下である場合であって、概ね過去1年以内の間にこれらの事由のいずれかに該当した場合も同様であること。

ア 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。

ウ 事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。

エ 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと(ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。)

2 減免等の申請

- (1) 一部負担金の減免等の申請(以下「減免等申請」という。)は、当該減免等を受けようとする者が一部負担金減免等申請書を提出して行うものであること。この減免等申請の受理に際しては、一部負担金の減免等が、現に療養の給付を受け、又は近い将来療養の給付を受けることによって具体的に一部負担金の支払いが必要となっている者に対して行われるものであることに留意すること。
- (2) 一部負担金減免等申請書の提出を受けた広域連合は、必要に応じ、申請者に対して1のアからエまでに掲げる事由のいずれかに該当したことを明らかにすることができる書類の提出を求めることができるものであること。
- (3) 療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、市町村の生活保護主管部局など福祉部局との連携を図ること。

3 減免等の決定

- (1) 広域連合は、減免等申請の内容について審査した結果、規則第33条第1項に規定する場合に該当する者であると認めたときは、減額、免除又は徴収猶予の別、減額の場合はその額及び減免等の期間を決定し、一部負担金減免等証明書を申請者に交付すること。なお、1の特別の事情

の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

- (2) 減額、免除又は徴収猶予の別及び減額の程度は、当該減免等申請をした者の一部負担金の支払いが困難な程度を考慮のうえ決定すること。
- (3) 減免等の期間は、申請のあった日から6か月以内の期間とし、一部負担金の支払いが困難な程度を考慮のうえ決定すること。なお、同一の事由に基づく再度の減免等は認められないものであること。

4 保険医療機関等における取扱い

- (1) 一部負担金減免等証明書の交付を受けた者は、保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に一部負担金減免等証明書を提示するものであること。この場合、一部負担金を減額された者は、減額された一部負担金を支払えば足り、一部負担金の支払いを免除された者は一部負担金の支払いを要しないものであること。また、一部負担金の徴収を猶予された者については、広域連合が、当該者に係る保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとなり、当該者は一部負担金を当該医療機関等に支払うことを要しない。
- (2) 保険医療機関等が、緊急やむを得ない場合に、第一診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療養を取り扱うときは、その者が事後に徴収猶予証明書を提出することを署名確認させることにより一部負担金を支払わなくてもよいものとし、当該被保険者が徴収猶予証明書を、第二診療日まで提出しないときは、保険医療機関等から保険者に連絡し、その者が徴収猶予の申請が行っており、かつ、証明書が発行されるかどうかを確かめ、徴収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせるものとする。

5 減免等の取消し

- (1) 一部負担金減免等証明書の交付を受けた者が、その後の事情の変更に より規則第33条第1項に規定する場合に該当しなくなったときは、将来にわたって減免等の決定を取消し、一部負担金減免等証明書を返還させること。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為により一部負担金減免等証明書の交付を受けたことが明らかとなったときは、申請時に遡って減免等の決定を取消し、一部負担金減免等証明書を返還させるとともに、減免により支払いを免れた一部負担金相当額を返納させること。

6 報告

各広域連合は、一部負担金の減免等の実施状況について各月ごとに翌月20日までに都道府県知事に報告するものとする。

第二 一部負担金の徴収に関する処分

1 善良な管理者と同一の注意

保険医療機関等が法第67条第2項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該保険医療機関等の開設者は、善良な管理者と同一の

注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めたことを証明しなければならないこと。この場合における善良な管理者と同一の注意とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務が尽されたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事実に基づき具体的ケースに即して行われるものであるが、次に掲げるような場合は、当該注意義務を尽したものと認められないものであること。

ア 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。

イ 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。

ウ 再診の場合に、催促しないこと。

なお、被保険者が入院療養を受けている場合にあっては、保険医療機関等において、少なくとも、次に掲げる対応が行われていることが必要となること。

ア 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名（家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1か月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。

イ 療養終了後から3か月以内及び6か月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。

ウ 療養終了後から6か月経過後に、少なくとも1回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。（保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね30分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。）

2 保険者の処分

（1）法第67条第2項の規定による処分の請求は、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね3か月を経過後、広域連合に対し、電話又は文書による催促の協力を要請した上で、おおむね6か月を経過した後、行うものとする。

（2）広域連合は、保険医療機関等から（1）により処分の請求を受けたときは、保険医療機関等の請求を審査し、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていること及び当該被保険者について次のいずれかに該当することを確認した場合に、処分を行うものとする。

ア 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの。

イ 保険料の滞納処分を実施する状態にあるもの。

（3）処分の実施に当たっては、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく督促を実施し、同法第231条の3第3項の規定に基づき当該請求に係る処分を行ったうえ、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。